平成２６年（フ）第２４４号
兵庫県尼崎市武庫町１―39―10　プランドール武庫205、住民票上の住所神戸市中央区中山手通２丁目10番２―905号
破産者　M企画こと　長嶺　昌一
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０１号
山口県下関市長府八幡町１番36号
破産者　南　　次郎
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第３８号
福岡県久留米市御井町1970番地７　大成コーポ202号
破産者　甲斐　良照
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第２５８号
奈良県大和高田市旭北町１―13、住民票上の住所奈良県橿原市曲川町５丁目９番11号
破産者　福本　大亮
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１４４号
兵庫県尼崎市神田中通８丁目265番地、前住所兵庫県尼崎市北大物町７番15号
破産者　田渕　卓哉
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第９５号
埼玉県春日部市増富528番地２　田中第２ハイツ101、申立時の住所鹿児島県霧島市国分野口西23―４―202号、住民票上の前住所埼玉県南埼玉郡宮代町川端２丁目８番27号
破産者　竹田　末義
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第９６号
埼玉県春日部市増富528番地２　田中第２ハイツ101、前住所埼玉県南埼玉郡宮代町川端２丁目８番27号
破産者　竹田　昭子
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
秋田県湯沢市皆瀬字上生内86番地
破産者　髙橋　秀樹
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第１３１号
川崎市川崎区浜町４丁目13番17号　ユナイトステージ浜町弐番館206
破産者　高橋　　進
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１６４号
川崎市宮前区馬絹1381番地１　ウィステリアコート101
破産者　高村　昌典
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第８５５号
愛知県瀬戸市瀬戸口町103番地の２
破産者　角田　幸吉
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４７１号
名古屋市天白区池場４丁目1101番地　グリーンハイツ石薬師303号、従前の住所大阪市平野区背戸口２丁目７番23号　ＧＲＡＮＤ　ＣＩＮＱ　ｓｅｔｏｇｕｃｈｉ103号
破産者　野上　　諭
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４９７号
名古屋市中川区中郷１丁目13番地　グリーンハイツ303号、従前の住所名古屋市中川区西日置２丁目13番33号
破産者　大津都貴世
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５９２号
大阪府泉大津市我孫子73番地の１　アクセス73―201号
破産者　速水　高明
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５９３号
堺市西区上野芝町４丁６番９号、前住所大阪府和泉市青葉台１丁目22番５号
破産者　速水　喜彦
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１４０号
大阪府松原市柴垣１丁目９番６―208号
破産者　森田謙三郎
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１６５号
大阪府高石市羽衣１―６―１　ルネ羽衣305、開始決定時の住所大阪府和泉市青葉台１丁目15番14号
破産者　坂本　和彦
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係